

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 1ヶ月程前に夫が亡くなりました。私たち夫婦には子供がいなかったので、亡夫の父母と私で遺産分割協議をしました。義父（亡夫の父）には金銭面で迷惑をかけたこともあり、言われるままに夫の預金や不動産をほとんど義父名義にする遺産分割協議書に印鑑を押してしまい、その後義父は名義変更の手続きを行ったようです。そのことを後悔していたところ、先日、亡夫の子を妊娠していることが判明しました。お腹の子に相続権はないのでしょうか？

A 胎児にも相続権があるため、相続人はあなたと胎児だけとなります。よって、相続人ではない亡夫の父母とした遺産分割協議は無効となり、あなたと胎児だけが亡夫の遺産を取得することになります。

<解説>

1 胎児の相続権

民法886条には「胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。」と規定され、胎児にも相続権が認められています。ただし、同条2項に、この規定は「胎児が死体で生まれたときは、適用しない。」とされていますので、死産であった場合は、胎児は最初から相続人でなかったこととなります。実務上、胎児は出生することを条件として、相続開始時にさかのぼって相続人としての権利行使が認められると解されています。

2 相続人の一部を除外した遺産分割協議の効力

遺産分割協議は、共同相続人全員で行う必要があります。今回のケースでは、夫の相続人はあなたと胎児だけですので、夫の父母はそもそも相続人ではありません。したがって、夫の父母が行った遺産分割協議は無効です。しかし、仮に死産だった場合は、あなたと夫の父母が相続人となりますので、当初の遺産分割協議は有効であると考えられています。

3 無効な遺産分割に基づく財産の移転

義父が自身名義とした亡夫の遺産については全て返還を求めることになります。不動産は、既に義父名義の相続登記がされていますので、まずは義父と共同でこの登記を抹消し、亡夫名義に戻す

必要があります。万一、義父が登記に協力しない場合は、抹消登記請求訴訟を提起し、その判決をもってあなたが単独で抹消することができます。預金については、返還に応じない場合、不当利得返還請求訴訟を提起することになるでしょう。しかし、前述のとおり、死産の場合は胎児に相続権は認められないため、これらの手続きは権利関係が確定する子の出生後に行うのが望ましいと考えられます。

4 出生した子との遺産分割協議

夫の遺産に関する遺産分割協議は、あなたと出生した子との間で新たに行う必要があります。ただし、未成年の子と母親は利益相反の関係にありますので、家庭裁判所に子の特別代理人の選任を申立て、選任された特別代理人とあなたで遺産分割協議をすることになります。

5 まとめ

妊娠初期の段階では胎児の存在に気づかないこともあり、また戸籍にも胎児の存在は記載されませんので、今回のように間違った名義変更がされることがあり得ます。一度変えた名義を元に戻すことは一筋縄ではいかないことも多く、また訴訟等の法的手続が必要になることもあります。まずは司法書士にご相談ください。

シリーズ 特商法改正（番外編）

～ 医業全般にわたるＨＰ等の

ウェブサイト広告の規制 ～

医業の広告については、①不当な内容の広告によって誘引され、不適切な医療の提供を受けた場合、その被害が他の取引と比べて著しいこと、②専門性が高いため、一般の人にとって広告内容から実際に提供される医療の質について事前に判断することが極めて困難であること等を理由に、医療法によって規制されています。

しかし、その広告規制について、違反を取り締まる措置が不十分であるとか、ＨＰは広告に当たらないとして規制の対象から外れている、といった問題点が指摘されていました。

そこで、それらの問題点を改善するため、平成２９年に医療法違反の広告を監視する体制が強化されたり、ＨＰも規制の対象に加わることになりました（後者の規制は平成３０年６月１４日までに施行。）。

これにより、ＨＰ上の不当な表示に煽られるような形で不適切な美容医療の提供を受けてしまう、そのようなケースが減少すると期待されています。

※なお、規制がなされるものの、改正法においても、ＨＰは広告に当たらないという解釈が維持されています。

犯罪被害者支援の窓口

今回は、法務局による人権侵犯救済手続により、どのような救済が行われるかを紹介させていただきます。

法務局では、人権侵害を受けた方等から、口頭や書面等によって救済を求められた場合、原則として必要な調査を行って、以下のような措置を講じることとされています。

まず、事件の内容に応じて、関係機関・団体への紹介、法律扶助のあっせん、法的助言といった援助や、相手方等との関係の調整を行うことができます。

また、人権侵犯の事実が認定されれば、これらに加えて、被害の救済や予防について実効的な対応ができる者に必要な措置を要請したり、相手方等に反省を促して善処するよう説示したり、人権侵犯を中止させ、又は繰り返さないよう勧告したり、関係行政機関に通告して適切な措置を求めたり、刑事告発を行うとされています。

このように、この手続では、加害者の処罰や、金銭賠償とは異なった多様な措置が用意されていることから、実情に応じた侵害の救済が期待できると考えられます。

次回では、この手続と裁判手続との違いについて考えてみたいと思います。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 １４時～１７時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 １４時～１７時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 １４時～１７時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 １４時～１７時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第３金曜日 １３時～１６時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第１水曜日 １３時～１６時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第１水曜日 １３時～１６時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！